

## 熊本大学生命資源研究・支援センター微生物品質検査受託規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学生命資源研究・支援センター(以下「センター」という。)における微生物品質検査の受託に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において、センターが受託することができる業務は、別表に掲げるマウス、ラット、ハムスター、ウサギ、モルモット、細胞(以下「動物種等」という。)の微生物品質検査に関する業務とする。

### (申請等手続き)

第3条 検査を委託しようとする者は、微生物品質検査申請書(別記様式第15)および微生物品質検査申請書別紙(別記様式第15(別紙))をセンター長に提出して、その承諾を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申し込みがあった場合は、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受託の決定を行うものとする。

3 センター長は、前項の規定に基づき受託を決定したときは、微生物品質検査承諾書(別記様式第16)を検査を委託しようとする者に交付するものとする。

### (遵守事項)

第4条 委託の承諾を受けた者(以下「委託者」という。)は、センター長が別に定める事項を遵守しなければならない。

### (検査料の納入)

第5条 微生物品質検査業務の承諾を受けた委託者は、指定された期日までに、国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年4月1日制定)に定める受託に係る料金を納入しなければならない。

2 微生物品質検査業務は、原則として料金の収納後でなければ実施することができない。

3 前項の検査料は、返還しない。

### (検査成績の送付)

第6条 センター長は、検査完了後速やかに微生物品質検査成績書(別記様式第17-2)を、委託者に送付するものとする。

2 委託者は、微生物検査成績書を受領したときは、受領書を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。